

幕別町新庁舎建設基本方針(案)の概要

1 役場本庁舎の概要

- ◆竣工 昭和47年7月
- ◆築年数 39年(平成23年7月現在)
- ◆構造 鉄筋コンクリート造(RC造)
- ◆敷地面積 5,981.74㎡
- ◆延床面積 3,819.65㎡
- ◆階数 地上5階(地下1階、塔屋1~3階)



2 役場本庁舎の耐震診断の実施

役場本庁舎は、現行耐震基準が制定された昭和56年以前の旧基準に基づく建物です。過去に幾度かの大規模地震を経験しており、平成15年9月26日に発生した十勝沖地震においても、1階柱がせん断破壊する構造被害を受けました。

役場本庁舎は、震災時の復旧拠点となる中枢施設であるので、高い耐震性が必要です。このため、大規模地震に対する耐震安全性を評価し、耐震化対策の資料とすることを目的に、平成15年度に耐震診断(3次診断)を実施しました。

3 耐震診断結果

耐震診断結果は、下図のとおりです。

【構造耐震指標(Is値)一覧】

階	加力方向	X方向(東西)	Y方向(南北)
5	左加力	0.430	0.339
	右加力	0.406	0.362
4	左加力	0.374	0.490
	右加力	0.373	0.436
3	左加力	0.352	0.401
	右加力	0.337	0.447
2	左加力	0.318	0.170
	右加力	0.305	0.280
1	左加力	0.253	0.359
	右加力	0.253	0.356

構造耐震指標(Is値)とは、建築物の地震に対する安全性を示す指標です。

診断結果は、各階ごとの構造耐震指標(Is値)が0.170~0.490で、構造耐震指標(Is値)に対応する庁舎の耐震性の目標値「構造耐震判断指標(Is₀値)」の0.75を下回りました。

このため、耐震性が大きく不足し、十分な耐震性を確保するためには、大規模な耐震改修が必要という診断結果となりました。

耐震強度の指標(Is値)	0.3未満	0.3以上~0.6未満	0.6以上
建物の地震に対する安全性	倒壊又は崩壊の危険性が高い	倒壊又は崩壊の危険性がある	倒壊又は崩壊の危険性は低い

4 役場本庁舎の現状課題

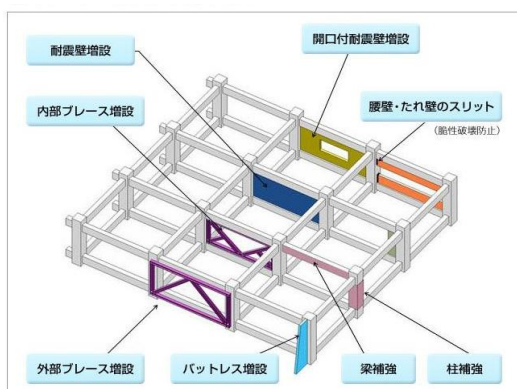
- ① 耐震性が不足している。
- ② 防災拠点としての役割が担えない状況が想定される。
- ③ 建物全体が老朽化している。
- ④ 住民の方が利用する窓口が、本庁舎、保健福祉センター、教育委員会に分散しているため、利便性やサービスなど行政効率の低下を招いている。
- ⑤ 高齢者の方や障がいがある方に配慮したバリアフリーに対応ができていない。

5 役場本庁舎の耐震改修等の可能性と新庁舎建設の必要性

耐震診断の結果を基に、耐震化のあり方の検討を行う基礎資料の作成を委託し、その結果を受けて、現庁舎の安全性を確保するため、次の4つの耐震改修工法を検討しました。

- ① 耐震補強（外部ブレース工法とRC造耐震補強壁）
- ② 耐震補強（バットレス工法と鉄筋ブレース工法）
- ③ 免震工法
- ④ 現庁舎一部（4階以上）解体（耐震補強）と増築（RC造3階建て3,000㎡）

ブレース工法とバットレス工法のイメージ



揺れを免れる免震工法

建物の下にある免震装置が地震の震動が建物に伝わるのを防ぐ



揺れに耐える耐震工法

柱や壁の頑強な構造部材が、建物全体で頑張る



①～④の各工法の概算工事費（暖房・給排水設備等の改修費を含む。）は、おおよそ11億円から17億円になるものと見込んでいます。

耐震改修工事により、耐震性への不安を解消することは可能ですが、構造体の劣化やバリアフリーへの対応には、さらに費用が必要になるものと見込まれます。

また、工事中は、騒音や粉塵などの影響により、現庁舎での行政サービスの提供は現実的には困難であることが想定され、仮庁舎の整備が必要になります。

現庁舎は、すでに築後39年が経過しており、多額の改修費用に見合った効果（使用期間延長）が見込めない状況です。

以上に加え、今後ますます多様化する行政需要に対応し、住民の利便性の確保を図る必要性などを総合的に判断した結果、現庁舎の耐震補強工事を施工するのではなく、新庁舎の建設が最良であるとの結論に達しました。

6 新庁舎の基本的な考え方

- ① すべての方が利用しやすいユニバーサルデザインが図られた庁舎
- ② 分かりやすく、利用しやすい、触れ合いの場として親しまれる庁舎
- ③ 多様化する行政需要の変化に対応可能な庁舎
- ④ 防災・復興拠点としての機能を十分に備えた庁舎
- ⑤ 省資源や省エネルギーに対応した経済的で維持管理しやすい環境に配慮した庁舎
- ⑥ 幕別町のシンボルとなるような庁舎

7 新庁舎の基本機能

- ① >>>> 窓口機能 >>>>
 - ・効果的なサイン計画など案内機能の充実
 - ・住民利用が多い窓口の低層階への配慮、関連窓口の近接設置などによるワンストップサービス手法の導入
 - ・窓口環境の向上と待合スペースの充足
 - ・プライバシーに配慮した相談スペースと個別カウンターの設置
- ② >>>> 執務機能 >>>>
 - ・時代の変化に柔軟に対応できる仕切りのないオープンスペースフロアを基本
 - ・事務スペース内に作業・ミーティングスペースの設置
 - ・職員と来庁者との応接・打合せスペースの配置
 - ・コピー等のワークスペースと収納スペースの効率的な配置
- ③ >>>> 防災機能 >>>>
 - ・危機管理拠点としての災害対策本部会議室等の防災対応機能の導入
 - ・災害応急対策活動に必要な施設としての耐震性を有した耐震構造や免震・制震構造
 - ・災害管理拠点として必要な設備や備蓄の整備
- ④ >>>> 住民機能 >>>>
 - ・参加と協働のまちづくりの拠点としての情報共有コーナーの設置の検討
 - ・多様な住民活動を支え、活用できる交流スペースや喫茶コーナーの導入の検討
 - ・来庁者がくつろげ、利用しやすい空間としてのロビーの確保
 - ・庁舎前広場など屋外のイベント広場機能の検討
- ⑤ >>>> 議会機能 >>>>
 - ・住民に開かれた議会機能の確保
 - ・傍聴席の利用しやすさなど住民ニーズへの配慮
 - ・議場、委員会室等の住民利用等多目的利用への対応の検討
- ⑥ >>>> 施設管理機能 >>>>
 - ・休庁日や夜間などの庁舎管理に対応したセキュリティ機能の充実
 - ・照明、空調・換気設備は省エネに配慮し、個別(部分)使用に対応したシステムの導入

8 新庁舎の規模

平成23年度地方債計画において、庁舎整備事業の標準面積・標準単価が廃止されていますが、参考までに廃止前の庁舎建設事業費算定上の「人口5万人未満の市町村」基準で算出します。

[前提条件]

- ☆新庁舎で勤務する職員数（臨時職員等を含む）を193人と想定
- ☆幕別町議会議員の定数を現行の20人と仮定

- ◆「事務室」の標準面積……………1,383㎡
- ◆「倉庫」「会議室」「玄関等」の標準面積……2,987㎡
- ◆「議事堂」の標準面積…………… 700㎡
- ◆ 総標準面積…………… 5,070㎡

新庁舎の想定面積は、おおむね6,000㎡

上記の総標準面積：5,070㎡を基本に、事務室や議会関連面積の拡充、住民協働空間や防災対策機能の確保などを考慮し、新庁舎における想定面積をおおむね6,000㎡とします。

9 新庁舎の建設候補地の条件

建設候補地は、次の4つ条件を備えた場所を基本に選定します。

① >>> 敷地面積 >>>

新庁舎延床面積をおおむね6,000㎡と想定していることから、その建築面積と駐車場などの面積を確保できる敷地面積があること。

② >>> 用地確保 >>>

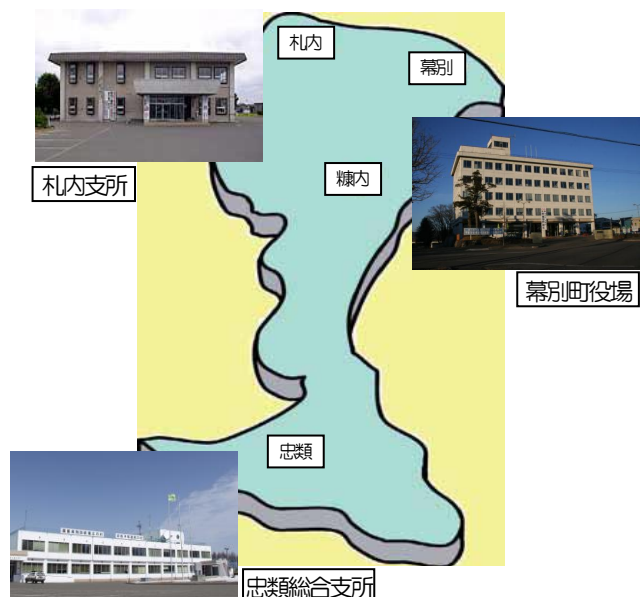
現在保有している町有地のいずれかに建設することとし、基本的に新たな用地取得は行わないこと。

③ >>> 利便性 >>>

交通事情や他の官公署施設などとの関係について利便性が高いこと。

④ >均衡ある発展の確保>

忠類村との合併や市街地の三極化という幕別町の特徴を考慮し、将来に渡っての発展を見据え、各地域の均衡ある発展の確保に寄与すること。



10 新庁舎建設候補地

建設候補地における条件を考慮し、次の6つの候補地について検討を行いました。

- ① **現庁舎敷地 11,438㎡ (拡張分4,746㎡を含む)**
 - ・国道38号線からのアクセス、鉄道、バス等交通事情の利便性が高い。
 - ・農協、郵便局、森林組合、幕別消防署、東部耕地出張所、帯広警察署幕別駐在所の集積がある。
 - ・敷地の状況から現庁舎を活用しながらの建設が可能。(仮庁舎が不要)
 - ・止若公園用地の庁舎用地への転用が必要。都市計画の変更を要す。
 - ・代替公園の要件を満たす公園用地の確保が、原則として必須であるが、猿別川河川敷地の一部を当てることが可能であり、新規の用地取得を要しない。
- ② **旭町公営住宅跡地地区 13,360㎡**
 - ・現行都市計画、600㎡を超える面積の建設が不可能。
- ③ **保健福祉センター地区 15,701㎡ (保健福祉センター、コミセン、プール、図書館を除く)**
 - ・保健福祉センター、図書館との連動性が高い。
 - ・幕別小学校プールが支障建物となる可能性が高い。
 - ・のぞみ公園用地の庁舎用地への転用が必要となる。都市計画の変更を要す。
 - ・代替公園の要件を満たす公園用地の確保が、原則として必須であり、新規の用地取得を要する可能性が高い。
- ④ **札内支所地区 6,501㎡ (福祉センター、東コミセンを除く)**
 - ・建築基準法上、3階建て以上の建築物に対して日影規制が課されており、周辺住宅への配慮が必要。
 - ・札内福祉センター(札内支所)を解体した場合においても、東コミセン利用者に加え、庁舎利用者及び職員の駐車場敷地の確保が困難。解体した場合には、福祉センター機能の確保が必要。
 - ・札内支所の仮庁舎の整備が必要。
- ⑤ **白人公園地区 14,291㎡ (プール、老人健康増進センターを除く)**
 - ・白人小学校プール、老人健康増進センターが支障建物となる可能性がある。
 - ・巨木の植生が多く緑豊かな憩いのエリアである。
 - ・白人公園用地の庁舎用地への転用が必要。都市計画の変更を要す。
 - ・代替公園の要件を満たす公園用地の確保が、原則として必須であるが、隣接地が市街化調整区域であり、代替地の確保が困難。
- ⑥ **スマイルパーク地区 46,229㎡ (百年記念ホール、札内スポーツセンター等を除く)**
 - ・国道38号線からのアクセスが良好。
 - ・札内市街地の北東端に位置し、交通弱者にとって利便性が低い。
 - ・スマイルパーク用地の庁舎用地への転用が必要。都市計画の変更を要す。
 - ・代替公園の要件を満たす公園用地の確保が、原則として必須であるが、現在の公園敷地の形状から道路を挟んでの用地確保とならざるを得ず、代替地確保は困難。

11 新庁舎の位置の選定

新庁舎の建設位置は、次の観点から『現庁舎敷地に選定』します。

- ① 合併後の幕別町において、地勢上、忠類地区と札内地区を結ぶ上での中間点に位置すること。
- ② 鉄道、バスの交通事情の優位性があること。
- ③ 農協、郵便局、森林組合、幕別消防署、東部耕地出張所、帯広警察署幕別駐在所の集積があること。
- ④ 大規模施設の建設に伴う周辺の住環境への影響が少ないこと。
- ⑤ 止若公園用地の一部転用に伴う代替地の確保が容易である。
- ⑥ 幕別地区の市街地形成に寄与し、幕別町全体の均衡ある発展に貢献すること。
- ⑦ 消防署、警察と至近な位置にあり防災拠点として立地性が高いこと。



12 建設の目標年次

建設に要する事業費の財源として、国土交通省の補助事業の活用と、後年次の元利償還金への普通交付税措置が設定されている合併特例債の充当を見込み、平成27年度末までの完成を目標とします。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基本構想策定	■■■■■■■■■■				
基本設計		■■■■■■■■■■			
実施設計			■■■■■■■■■■		
建設工事				■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

13 住民参加

新庁舎建設への住民参加のあり方につきましては、次の手法などから選択し、適切な住民意見の反映に努めます。

【住民アンケート】

【パブリックコメント】

【住民懇話会】

【住民説明会】

14 その他の検討すべき事項

人口の約7割が居住する札内地区住民の皆様に対する行政サービスのあり方については、住民要望の多い保健福祉関連業務などの拡充等を検討します。

現在、分庁舎となっている教育委員会と保健福祉センターにつきましては、新庁舎への集約化を実施した場合の有効な利活用のあり方について検討します。